2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。
⑷　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構競争参加者資格審査又は国の競争参加者資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて、当該年度における「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
⑸　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
⑹　二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
⑺　入札説明書の交付を受けた者であること。
⑻　警察当局から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出及び入札説明書並びに契約条項の交付は、電子入札システム等により実施するものとする。
問い合わせ先　〒970―8026 福島県いわき市平字大町７番地１　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　福島研究開発部門　福島研究開発拠点　福島事業管理部　調達課　電話0246―35―7693
⑵　入札書の受領期限　令和２年２月７日午後５時00分までに電子入札システム等を通じて提出すること。
⑶　開札の日時及び場所　令和２年２月14日午前11時00分　電子入札システム等により行う。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　福島研究開発部門いわき事務所７階　入札室
4　電子入札システムの利用　本件は、日本原子力研究開発機構電子入札システム等を利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。
5　その他
⑴　契約手続に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　その他詳細は、入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity ; Syuji Miyakawa Director of Fukushima Administrative Department, Fukushima Research Institute, Sector of Fukushima Research and Development, Japan Atomic Energy Agency
⑵　Classification of the products to be procured ; 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased ; Supply of electricity to be used in Naraha Remote Technology Development Center, etc. of Japan Atomic Energy Agency
⑷　Delivery period ; From 1 April 2020 through 31 March 2021
⑸　Delivery place ; As shown in the tender documentation
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures ; Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have been qualified through the qualifications for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency, or through Single qualification for every ministry and agency, ④not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency ⑤have the license for the retail electricity business granted by the Minister of Economy, Trade and Industry in accordance with Article 2―2 of the Electricity Business Act ⑥fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2
⑺　Time limit for tender ; 5 : 00 PM, 7 February 2020
⑻　Contact point for the notice ; Purchase Section, Fukushima Administrative Department, Fukushima Research Institute, Sector of Fukushima Research and Development, Japan Atomic Energy Agency, 7―1, Aza-Ohmachi Taira Iwaki, Fukushima-ken 970―8026 Japan. TEL 0246―35―7693

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年12月２日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
契約部長　磯部　篤
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
財務部長　鈴木　正隆
◎調達機関番号　817、804
◎所在地番号　08、12
○第31―1471―１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　借入件名及び数量　スーパーコンピュータシステムの借入　一式
⑶　借入件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　借入期間　令和２年12月１日から令和８年11月30日
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法
①　入札金額は一月当たりの金額を記載すること。
②　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能等を記載した書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構競争参加者資格審査又は国の競争参加者資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて、当該年度における「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
⑷　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。
⑸　本公告に示した物品を第三者をして貸付しようとするものにあっては、当該物品を自ら貸付できる能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明したものであること。
⑹　借入物品に関する迅速なメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑺　警察当局から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。